

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	松帆古津路 (古津路)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在の耕作者の内離農を表明しているのは2名である。高齢化の進捗もあるが、多くは意欲をもって農業に携わっている。ただし、他地区から入り作に来ている耕作者も多く、地域のコミュニケーションや水路、農道などの農地保全の共同的維持活動の継続にやや不安もあるが、都会にいる継承予定の担い手も努力し、活動に参加する機会が増えている。今後、地域の担い手が裏作としての野菜作りに積極的に取り組める環境づくりが必要になる。高齢の親世代に代わる、子供世代の就農をどう実現させるかが大きな課題になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

古津路地域には、移住者世帯も生まれ、農業の担い手として期待される研修者が農業の基礎を学んでいる。また、40から60代世帯でも経営拡大に意欲を持ち始めている農家もいる。移住者を新規就農者として受け入れ、農家として育てていく体制づくりに取り組んでおり、模索もあるが、手ごたえも出始めている。圃場整備は早くにできており、1筆5－6反の田が多く機械化に適しており、大型で効率的な農機具の導入が地域農業発展のカギとなる。特に、タマネギの作付けに意欲を持つ農家が多く、播種、育苗などの共同作業を進め、より利益の上がる農業のスタイルを確立することが必要となる。また、地域コミュニケーションを一層綿密に行い、営農情報の共有、地域としての共同事業を増やし、結束のある地域を作り、新規就農者も受け入れることにより、離農で失われる農地が生まれにくいよう努力することが必要になる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域営農組織づくりを本格的に進め、共同作業、当面、タマネギ苗の播種、育苗などの作業を集約するなど効率的な農業の実現を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
個別農家の判断に任せる。
(3)基盤整備事業への取組方針
済んでいるが今後設備の老朽化が進んだとき、どのように施設更新をするか、大きな課題になる。補助事業などがあると助かる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今回の地域計画づくりを担ったメンバーを中心に経営体について、協議を始める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
個別農家の判断に任せる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

水路、農道の保全、共同施設、水利ポンプや用排水設備の維持、更新などの取り組みを継続する。